

監査公表第25号（令和4年3月4日、県公報第279号登載）

随時監査（2次分）結果（令和3年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局、行政委員(会)事務局及び警察本部関係機関17機関

(2) 監査対象期間：令和3年4月1日～令和3年10月29日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年10月1日～令和3年10月29日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象機関名 | | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|---------|------------------|----------------------------|------------|
| 総務部 | 筑紫県税事務所 | 令和3年4月1日から 令和3年10月20日まで | 令和3年10月20日 |
| | 北九州東県税事務所 | 令和3年4月1日から 令和3年10月15日まで | 令和3年10月15日 |
| | 飯塚・直方県税事務所 | 令和3年4月1日から 令和3年10月19日まで | 令和3年10月19日 |
| 商工部 | 久留米中小企業振興事務所 | 令和3年4月1日から 令和3年10月21日まで | 令和3年10月21日 |
| | 工業技術センターインテリア研究所 | 令和3年4月1日から 令和3年10月22日まで | 令和3年10月22日 |
| 会計管理局 | | 令和3年4月1日から 令和3年10月28日まで | 令和3年10月28日 |
| 企業局 | 管理課 | 令和3年4月1日から 令和3年10月27日まで | 令和3年10月27日 |
| 監査委員事務局 | | 令和3年4月1日から 令和3年10月26日まで | 令和3年10月26日 |

| 監査対象機関名 | | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|----------|---------|----------------------------|------------|
| 警察本部 | 第一機動隊 | 令和3年4月1日から 令和3年10月13日まで | 令和3年10月13日 |
| | 博多警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月1日まで | 令和3年10月1日 |
| | 南警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月6日まで | 令和3年10月6日 |
| | 宗像警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月8日まで | 令和3年10月8日 |
| | 博多臨港警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月14日まで | 令和3年10月14日 |
| | 小倉南警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月5日まで | 令和3年10月5日 |
| | 八幡東警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月12日まで | 令和3年10月12日 |
| | 門司警察署 | 令和3年4月1日から 令和3年10月7日まで | 令和3年10月7日 |
| 労働委員会事務局 | | 令和3年4月1日から 令和3年10月29日まで | 令和3年10月29日 |

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。